

福岡県立図書館障がい者サービス実施方針

1 趣 旨

福岡県立図書館で実施する障がい者サービスに関する方針を定める。

2 障がい者サービスの目的

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の理念に則り、図書館の利用に障がいのある県民の読書活動の推進を図る。
- (2) ここでいう障がい者とは、障害者差別解消法第2条第1号に定める障害者のほか、図書館利用に何らかの障がいのある人を指す。具体的には、以下に例示するような障がい等があり、図書館の利用に障がいのある人をいう。
 - ア 視覚障がい
 - イ 聴覚障がい
 - ウ 肢体障がい（不自由）
 - エ 精神障がい
 - オ 知的障がい
 - カ 内部障がい
 - キ 発達障がい
 - ク 学習障がい
 - ケ いわゆる「寝たきり」の状態
 - コ 一過性の障がい
 - サ 入院患者
- (3) 障がい者サービス用資料を収集・整理・保存し、障がいのある県民に対し、これを提供することで、その教養、調査研究、レクリエーション等に役立てる。
- (4) 図書館の利用に障がいのある人が障がいのない人と同じようにサービスを受けられるよう、合理的な配慮を提供するとともに、基礎的環境整備に努める。

3 基本方針

- (1) 障がいのある県民への直接サービスを実施し、環境の変化や利用者の要求に対応できる障がい者サービスの実現を目指す。
- (2) 市町村立図書館等における障がい者サービスの普及を図り、県内の障がいのある人の読書活動の推進に努める。

4 具体的方針

- (1) 障がい者サービス用資料の収集・保存
 - 障がいのある利用者の要求に応えるため、録音図書、大活字本、布の絵本、LLブック、マルチメディアデージーなど、障がいのある人の読書・課題解決の一助となる資料を収集・保存する。

(2) 障がいのある人への直接サービス

障がいのある人の利用要求等を把握するため、障がいに応じたコミュニケーションの方法を整備する。

障がいのない人と同様のサービスの提供ができることを目指し、合理的な配慮を検討し、実行する。また、設備の改善に取り組む。

(3) 調査・研究の援助

関連リストの作成や研修などにより、障がいのある人の読書活動の推進・研究にかかわる人、ボランティアや関心がある人への側面的支援を行う。

(4) 市町村立図書館（公民館図書室等も含む。）への協力・支援

県内の市町村立図書館等職員の研修及び交流の場を積極的に提供する。県内のモデルとして、障がい者サービスの手法の研究に努め、市町村立図書館等へ方法論を普及することを目指す。

(5) 学校・その他関係機関との連携・協力

特別支援学校や点字図書館、全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）、国立国会図書館等関係団体との連携を積極的に行い、資料の収集や提供を行う等、情報の共有化を図ることで充実したサービスの提供を図る。特に、読書支援・学習支援等に必要な資料の提供、資料リストの提供、読書相談・レファレンスなどを意識して行う。また、学校司書・司書教諭等への読書推進技術の向上を図るための事業等にも取り組む。

(6) ボランティア等との連携の推進

県立図書館に所属するボランティアと連携し、録音図書・布の絵本等の製作を委託し、障がいのある人の読書活動の推進を図る。

このほか、障がい者サービスを研究実践している諸団体とも連携・協力し、障がいのある人の読書活動の発展を図る。

(7) 職員の研修

障がい者サービスは全館で取り組むサービスである。職員は障がい者サービスを行うために必要な技能を身につけるため、あらゆる機会を捉え、積極的に研修を受けるよう努める。また、障がい者サービスに関する情報を全館で共有するよう努める。

附 則

この方針は、平成23年 2月 4日から適用する。

附 則

この方針は、平成28年11月 1日から適用する。

附 則

この方針は、平成29年 7月 1日から適用する。